

副

平成24年6月4日

平成24年（ネ）第199号相続権確認等請求控訴事件

控訴人 石川博  
被控訴人 石川暁一他5名

東京高等裁判所 第8民事部 加藤雅子書記官殿  
TEL03-3581-2016  
FAX03-3580-3841

控訴人 石川博



TEL, FAX0287-64-1322

### 控訴人準備書面 第14回

1、本訴訟原因である控訴人実母石川絹枝（以下母絹枝）が受け取っていた年金事業者、公立学校共済組合本部から控訴人宛てに母絹枝死去による母絹枝が受給して来た遺族年金受給権消滅届書が送られて来た（甲第47号証の1、年金受給権消滅届書、47号証の2、本書類送付封書）この手続き書類には母絹枝が受給して来た公立学校共済組合遺族年金受給番号、210003223328も記載されている。

2、この書類によっても「石川絹枝の遺産相続手続きが正しく完了している等」と言う事実は全く無い事が証明されているし、本手続き書類が、絹枝死去による遺族年金受給権消滅手続きが母絹枝長男石川暁一、とちぎんによって取られず、年金詐欺を目論まれているととちぎん大田原支店、公立学校共済組合に通告した控訴人に送られて来た」事実によって、控訴人の本行動も正しかったと証明されている。

又被控訴人石川暁一、とちぎんがこの年金詐欺問題に一切答える事が出来ない事、及び母絹枝死去から2年2ヶ月も経過しながら年金受給権取り消し手続きを取らず来ている事実を持って、被控訴人石川暁一、とちぎんの年金詐欺を目論んでいた犯行意識は明らかであろう。

当然この年金詐欺に訴外栃木県警も関与して来た事実も明白であるし、警察、弁護士、検事、裁判官は年金詐欺も調査、捜査して犯罪証明が出来るのだから、ここまで民事訴訟に置いても公開している母絹枝死去後の年金詐欺犯罪を知ら

ぬ等有る筈が無いのだから。

3、この年金詐欺事件に付いては、控訴人が母絹枝に対する公立学校共済組合年金受給取り消し手続きをする事は出来ないから、全ての判断を栃木県警、被控訴人とちぎん委任弁護士渋川孝夫に任せる。公立学校共済組合には甲第48号証文書で控訴人が公立学校共済組合遺族年金受給取り消し手続きを行えない理由を認め送ってあるので、それを確認願いたい。

#### 証拠証

甲第47号証の1, 2 公立学校共済組合からの年金受給取り消し手続き書類及び封筒 原本

甲第48号証 原告が公立学校共済宛に、年金受給取り消し手続きを断った手紙 写

※記入要領に従い、楷書ではっきりと記入の上、押印してください。

資料番号	支 部	年 金 証 書 番 号
2	100	03223328

# 年金受給権消滅届書 未支給年金の請求書

公立学校共済組合理事長 殿

届出日 平成 年 月 日

① 漢	年金受給権者 (年金を受給していた者)	フリガナ <sup>17</sup> 氏名 (氏) (名)	生 年 月 日 明・大・昭・平 年 月 日
① 漢	届出者・請求者 (遺族または相続人)	フリガナ <sup>35</sup> 氏名 (氏) (名)	
①	続柄	年金受給権者の (夫・妻・子・父・母・孫・祖父母・その他 1・2・3・4・5・6・7・9)	口座名指定 1

消滅した年金	年金証書記号番号	消滅年月日 平成 年 月 日	消滅事由
--------	----------	----------------	------

年金証書 1 添える。 2 紛失等により添えることができない。

③ 漢	届出者・請求者の金融機関	金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	銀行・信託銀行 信用金庫・労働金庫 信用組合・農協 信連・信漁連	本店・支店・出張所 本所・支所	金融機関の確認欄 金融機関コード 店舗コード
③	ゆうちょ銀行 (郵便局)	通帳記号	再発行コード	通帳番号	普通預金(貯金)口座番号
④ 漢	届出者・請求者の住所等	郵便番号	住所	都道府県	市・郡 区(東京都) 町・村 区(指定都市)
④ 漢	上欄住所のつづき	町名番地等	電話番号	←市外局番から記入してください。	

未支給年金を受領する金融機関または郵便局に確認印を受ける際には、普通預金(貯金)通帳を窓口へ持参してください。

⑪	共済組合記入欄	支部種別	0907
---	---------	------	------

⑬	共済組合記入欄	転帰発生事由	年月日	別添
		3/1/4		

共済組合記入欄	審査	作成者
---------	----	-----

## 遺族の生存及び生計維持関係調べ

◎ 各氏名を記入し、元組合員の父母について生存・亡のいずれか該当するものに○印をつけてください。

養母	実母	実父	養父
生存・亡	生存・亡	生存・亡	生存・亡
氏名		氏名	
	配偶者氏名		元組合員氏名
〔昭和 年 月 日 死亡〕		〔昭和 年 月 日 死亡〕	

下欄は、元組合員の父母が生存の場合記入してください。

元組合員であった者の死亡当時 同人によって生計を維持されていたか	昭和 平成 年 (元組合員死亡当時) の所得金額
1. 維持されていた	年金 円
2. 維持されていなかった	所得 円

(市区町村長の証明書等を添付する)



甲第印号証の

甲第47号証 92

○住所に誤りがないか確認を！

あて名不完全、転居先不明等で大切な書類  
がそのまま本部へ戻ることがあります。

「あて名の誤り」や「住所変更」があった場  
合には、必ず異動届書を提出してください。

○必ず年金証書記号番号を！

本部への照会や提出書類には、必ず年金証  
書の記号番号を記入してください。

親 展

〒325-0013  
栃木県那須塩原市鍋掛  
2087-817  
石川 博 様

料金後納  
郵便

**公立学校共済組合本部**  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5  
**☎ (03) 5259-1122**  
間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違い  
のないようお願いいたします。  
<http://www.kouritu.go.jp>

事務所への道順は裏面にあります。

甲第48号証

平成24年6月3日

公立学校共済組合本部 殿  
TEL03-5259-1122

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

石川 博 (印)  
TEL、FAX0287-64-1322

### ご連絡

先日、亡き母石川絹枝の遺族年金の「年金受給権消滅届書、未支給年金の請求書」番号2100-03223328 の手続き書類が届きました。

母石川絹枝が平成22年4月15日に死亡して、私は自分がこれまでの人生では知らなかった「弁護士、司法書士、日本の司法による遺産相続手続き」なるものがある事を初めて知りました。

母絹枝には相続人として4人の息子がおり、私は次男ですが、他の兄弟とその妻らが勝手に母絹枝の預金、保険積立金を下ろし、勝手に解約し、物品も私を除き友人、知人にまで分配してしまうという事件に遭遇しました。

※ 以下その概要 兄は藤田益弘司法書士にこれらの手続きを依頼して遂行した

- ・とちぎん 定期預金、解約（長男妻孝子が）普通預金残額全て引き出し窓口、ATMからも引き出し  
とちぎん弁護士 渋川孝夫主張 「全て正しい手続きであり、問題ない」
- ・ゆうちょ 普通預金ATM、窓口から全て引き出して解約（長男孝子が）  
（国民年金振込みはゆうちょ）国民年金は死亡届けが厳格であるため  
解約  
ゆうちょ弁護士 篠 連他7名主張 「何の問題もない」
- ・あいおいニッセイ損保 積立金長男（実際には長男孝子）と四男のサインで解約  
あいおいニッセイ弁護士 坂東司朗他二名主張 「何の問題もない」
- ・大田原警察署「何の問題もない」
- ・宇都宮地裁大田原支部 影浦直人裁判官 「何の問題もない」と判決文に記載

- ・物品の回収 那須塩原警察署主張 石川暁一（兄）のものだから、石川博が動けば逮捕する。他人に配ったものは回収できない。

ところが兄とは、兄嫁は、私に隠れて複数の口座を早いうちに解約していたが、学校共済の遺族年金が振り込まれるとちぎん普通預金口座だけは解約せずに残していた。平成22年6月8日にとちぎんなどに母絹枝の預金口座の履歴の照会をかけて判明したのですが、これを不審に思った私と妻が平成22年6月14日、とちぎん大田原支店に出向き、これを問い詰めると「明日6月15日に振り込まれる手続きを止めます」と言って、これを止めた経緯があります。

学校共済様におかれましては、6月14日、とちぎんからの連絡で母絹枝の遺族年金が止められ、宙にういている状態のはずです。私は、学校共済は死人が生きていることとして死亡の手続きをしなければ、審査が甘いので、そのまま年金の振込みを続けてもらえるとした詐欺であると考えました。私が詐欺などを認める訳にはいかないと動いたために、とちぎん普通預金口座に二ヶ月毎に入る16万以上の年金が入らなくなった訳です。

私には、相続手続きにおいて被相続人が死んだ事を隠して相続人の一部とその妻、知人などが預貯金等の引き出し、物品の窃盗等が出来る制度があって、司法書士、弁護士に依頼さえすれば、金融機関、警察などがこれを守り通してくれる制度があることなど全く知らなかったのです。

こうした日本の司法手続きを知らなかったばかりに、金融機関における引出しについては「有印公文書偽造、同行使」物品持ち去りについては「窃盗」年金搾取問題では「詐欺」であるとして動いたことで私は警察、弁護士、司法書士などから憲法、法律によらない日本では制度化されているらしい遺産相続手続きを飲まなかった極悪人として扱われ、いつ冤罪に落とされるのか分からない状態に陥っております。

特に私の妻は、何の関係もない私の相続に関する民事裁判にて「石川博の妻美都江は恐喝未遂、威力業務妨害罪の前科者である」と那須塩原警察署の公文書「捜査報告書」に書かれて裁判証拠として出されるありさまです。これはこれで全く身に覚えの無い許されざる問題であります。私が動けば「逮捕もある」とまで言われております。

私としては、できれば母絹枝がもらっていた年金を今後とも警察、弁護士、司法書士、裁判官らの意思に従い、支払い続けてくれればと今では考えております。従って、私が母絹枝の死亡を持っての年金打ち切りの手続きを行う事はできません。あしからず。

以上